

<sup>りまいしょうめいしょ</sup>  
P2: 罹災証明書について

税務課

TEL:0768-23-1126 FAX:0768-23-1127

MAIL:zeimu@city.wajima.lg.jp

P4: もらえるお金

「石川県災害義援金(住家被害)」「被災者生活再建支援金」  
被災者生活再建支援コールセンター

TEL:0768-23-4872 FAX:0768-22-9220

MAIL:saiken@city.wajima.lg.jp

「石川県地域福祉推進支援 臨時特例給付金」  
石川県地域福祉推進支援 臨時特例給付金 運営事務局 ※石川県庁  
(臨時特例給付金コールセンター)

TEL:076-225-1956 FAX:076-225-1987

P6: 仮設住宅に入りたい

「応急仮設住宅【建設型】」

まちづくり推進課

TEL:0768-23-1156 FAX:0768-23-1198

MAIL:machi@city.wajima.lg.jp

「応急仮設住宅【賃貸型】」

被災者生活再建支援コールセンター

TEL:0768-23-4872 FAX:0768-22-9220

MAIL:saiken@city.wajima.lg.jp



P8: 住まいを解体する

「公費解体制度」

環境対策課

TEL:0768-23-1186 FAX:0768-23-1153

MAIL:kankyoushi@city.wajima.lg.jp

P9: 住まいを修理したい

「住宅の応急修理制度」

被災者生活再建支援コールセンター

TEL:0768-23-4872 FAX:0768-22-9220

MAIL:saiken@city.wajima.lg.jp

P13: 生活費にこまっている

「災害援護資金貸付制度」

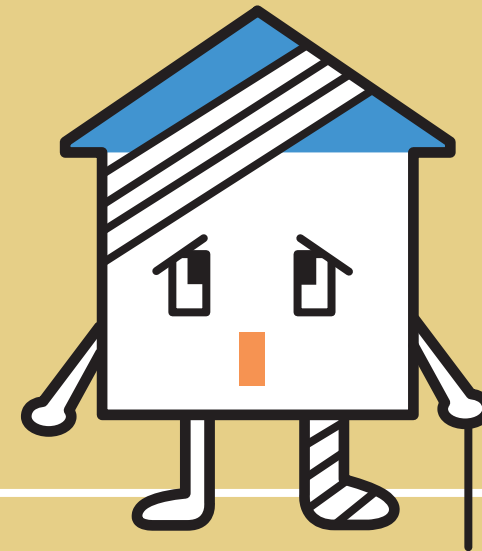
福祉課

TEL:0768-23-1161 FAX:0768-23-1196

MAIL:fukushi@city.wajima.lg.jp

# 「住まい」のことで こまったときに

能登半島地震で <sup>じしん</sup>被害をうけた <sup>ひがい</sup>住まい再建のために

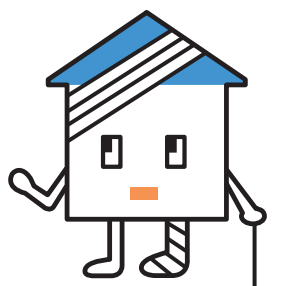


# 住まいの再建、その前に。

## 「罹災証明書」はありますか？

「罹災証明書」は、地震などの災害によって、  
住まいがどれくらい被害(ダメージ)を受けているかを  
伝える証明書です。

市役所に申し込み、現地調査をしてもらってから、  
交付されます。



市役所に申し込み



現地調査



交付

「全壊」「半壊」などの6つの区分で判定され、その区分によって、受けられる支援がちがいます。  
もし判定に納得できなければ、家の内部もふくめた調査(2次調査)を申し込みます。

「罹災証明書」は、さまざまな支援をうけるときに必要です。

まだ申しこんでいない人は、市役所に相談しましょう。

### <罹災証明書の6つの区分>

<b>全壊</b>	<b>大規模半壊</b>	<b>中規模半壊</b>	<b>半壊</b>	<b>準半壊</b>	<b>準半壊に いたらない (一部損壊)</b>
損害割合 50%以上	損害割合 40%以上 50%未満	損害割合 30%以上 40%未満	損害割合 20%以上 30%未満	損害割合 10%以上 20%未満	損害割合 10%未満

## 目次

もらえるお金.....4 ページ



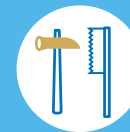
仮設住宅に入りたい.....6 ページ



住まいを解体する.....8 ページ



住まいを修理したい.....9 ページ



住まいを建てかえたい／新しく買いたい.....10 ページ



残ったローンが大変.....12 ページ



生活費にこまっている.....13 ページ



総合的に相談したい人は.....14 ページ

相談先一覧.....16 ページ(裏表紙)

# もらえるお金

能登半島地震によって、「住まい」に被害を受けた人は、以下のお金の支援があります。



※被災した人には、ほかにもお金の支援があります。

くわしくは、輪島市のホームページ(14ページ)などで確認してください。

## 石川県災害義援金【住家被害】



「罹災証明書」がある、すべての人がもらえます。

金額は判定区分によって、ちがいます。

	全壊※1	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
一次配分	20万円	15万円	10万円	5万円	—	—
二次配分	80万円	60万円	40万円	20万円	10万円	3万円
合計	100万円	75万円	50万円	25万円	10万円	3万円

※1 解体世帯(右ページ※1)・長期避難世帯(右ページ※2)もふくまれます。

## 石川県地域福祉推進支援 臨時特例給付金



能登6市町に住んでいる人が対象です。

「罹災証明書」の区分が「半壊」以上、もしくは長期避難・敷地被害解体の認定を

うけている世帯で、以下の①～⑧にあたる人は、最大300万円をもらえます。

	家財等給付金		住宅再建給付金※4	
	家財	自動車	建設・購入・補修	賃借
給付金額	50万円	50万円	最大200万円	最大100万円
①高齢者のいる世帯※1 ②障害者のいる世帯※2 ③児童扶養手当受給世帯 ④住民非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 (災害免除による住民税全額免除世帯ふくむ)	原則 申請不要※3	申請要	原則 申請不要※3	
⑤離職・廃業した人がいる世帯 ⑥一定のローン残高がある世帯※5 ⑦住宅再建に係る貸金の借入れがうけられない世帯 ⑧家計急変世帯	申請要	申請要 (被災した 自動車の廃車が 必要です)		

- ※1 65才以上の人が対象。2027年1月31日までに65才となる人は、その時点で対象となります。
- ※2 障害者手帳の交付をうけている人がいる世帯、または障害福祉サービスを利用している人がいる世帯。
- ※3 生活再建支援金未申請の世帯は申請が必要です。
- ※4 住宅再建給付金は、能登6市町で再建した場合のみもらえます。
- ※5 世帯員全員のローン残高が合わせて100万円をこえる世帯。

## 被災者生活再建支援金

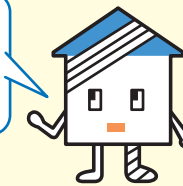


「罹災証明書」の区分が

「半壊」以上の人などがもらえます。

金額は、判定区分と再建方法によって、ちがいます。

液状化などで敷地に被害があり、しかたなく住まいを解体するときも、「全壊」と同じ支援金がもらえる場合がありますよ



※右( )内はひとり世帯の場合の額

	区分	再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
国	全壊世帯 解体世帯※1 長期避難世帯※2	建設・購入	100万円(75万円)	200万円(150万円)	300万円(225万円)
		補修		100万円(75万円)	200万円(150万円)
		賃貸住宅※3		50万円(37.5万円)	150万円(112.5万円)
	大規模半壊世帯 (建物解体した場合は、「解体世帯」扱いとなります)	建設・購入	50万円(37.5万円)	200万円(150万円)	250万円(187.5万円)
		補修		100万円(75万円)	150万円(112.5万円)
		賃貸住宅※3		50万円(37.5万円)	100万円(75万円)
中規模半壊世帯 (建物解体した場合は、「解体世帯」扱いとなります)	建設・購入	—	100万円(75万円)	100万円(75万円)	
	補修		50万円(37.5万円)	50万円(37.5万円)	
	賃貸住宅※3		25万円(18.75万円)	25万円(18.75万円)	
輪島市 半壊世帯 (建物解体した場合は、「解体世帯」扱いとなります)	建設・購入	—	100万円(75万円)	100万円(75万円)	
	補修		50万円(37.5万円)	50万円(37.5万円)	
	賃貸住宅※3		25万円(18.75万円)	25万円(18.75万円)	

- ※1 「半壊」・「中規模半壊」・「大規模半壊」で被災した建物をすべて解体した場合(一部分が残っている場合は、罹災の程度での申請となります)。
- ※2 自然災害によって、住宅に住めない状態が長期に続くと県が認定した世帯。
- ※3 公営住宅やみなし仮設をのぞきます。

# 仮設住宅に入りたい



仮設住宅には、新しく建物を建てる【建設型】や、賃貸住宅を借りあげて住む【賃貸型(みなし仮設)】があります。どちらも最長で2年間住むことができ、家賃はかかりません。入居には条件があります。

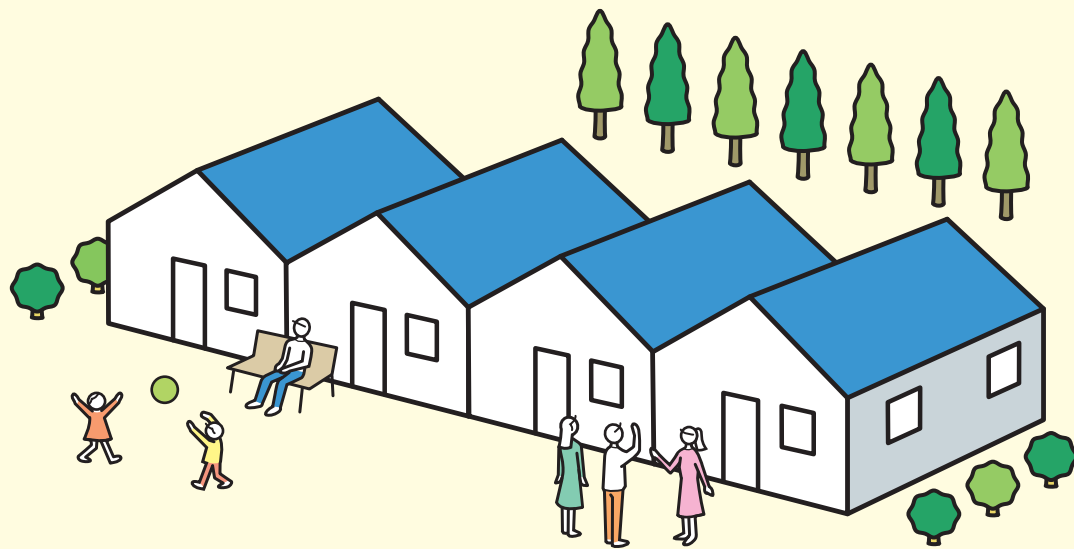
※入居期間は、状況によって延長になる可能性があります。

## 応急仮設住宅【建設型】



<入居できる人>

- 「罹災証明書」の区分が全壊・全焼の人
- 「罹災証明書」の区分が「半壊」以上で、かつ住まいを解体する人
- 水道や電気などのライフラインが復旧していない人
- 避難指示や家の修理などで、1か月以上自分の家に住めない人
- そのほか、行政が入居すべきとした人



注意

◎【建設型】に入居した人は、【賃貸型(みなし仮設)】にうつれません。反対に、【賃貸型(みなし仮設)】に入居した人は、【建設型】にうつれます。

## 応急仮設住宅【賃貸型(みなし仮設)】



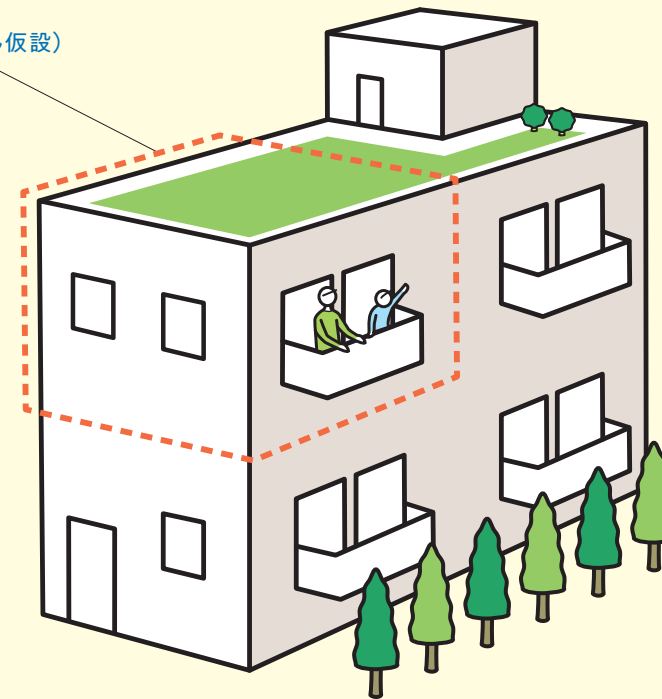
<入居できる人>

- 「罹災証明書」の区分が全壊・全焼の人
- 「罹災証明書」の区分が「半壊」以上で、かつ住まいを解体する人
- 水道や電気などのライフラインが復旧していない人
- 避難指示や家の修理などで、1か月以上自分の家に住めない人
- そのほか、行政が入居すべきとした人

光熱費やひっこし費用などは、自己負担となります



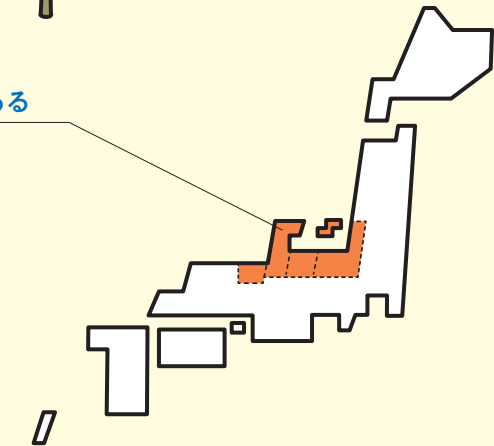
賃貸型(みなし仮設)



<条件>

- 石川県、富山県、福井県、新潟県内にある
- 家賃が上限額をこえない
- 建物に耐震性がある

など、ほかにも条件があります。くわしくは、市役所に相談しましょう。



注意

◎地域や人数によって、家賃の上限額はちがいます。上限額はこえられません(こえた分を自分ではらうことも、できません)。



# 住まいを解体する

住まいを解体するとき、「罹災証明書」の区分が「半壊」以上の人は、以下の制度を使い、解体・撤去できます。ただし、どちらの制度も使うための条件があります。



## 公費解体制度

行政が、解体にかかるお金を全額はらってくれる。

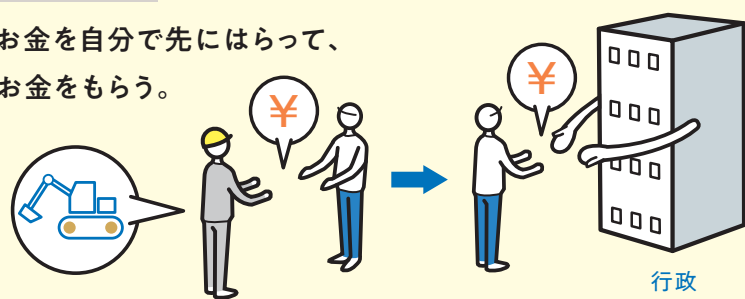


※輪島市は、住まいだけでなく、車庫（課税されたものに限る）や倉庫、お店、事務所なども対象です。

## 自費解体による費用償還

※輪島市での受付は終わりました

解体にかかるお金を自分で先にはらって、後から行政にお金をもらう。



注意

- ◎「自費解体による費用償還」は、金額によっては、かかったお金の全額が返ってこない場合があります。
- ◎どちらの制度も、住まいを修理するための制度（住宅の応急修理制度）といっしょに使えません。

解体する前に、物を取り出したい！

住まいを解体する前に、何か物を取り出したいときは、「輪島市災害たすけあいセンター」に相談しましょう。ボランティアの人が手伝ってくれる場合もあります。

輪島市災害たすけあいセンター  
TEL: 080-7707-5242、080-7707-5342

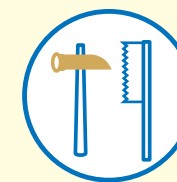
※メールで相談したい人は、以下「お問い合わせフォーム」からどうぞ。

<https://wajimavc-ishikawa.jimdofree.com/>



# 住まいを修理したい

被害を受けた住まいをなおすとき、以下のお金の支援があります。



※修理のために、お金を借りたいときは、「災害復興住宅融資」を受けられる可能性があります（10ページ）。

## 住宅の緊急修理制度

※輪島市での受付は終わりました

雨が入らないように、屋根や外壁にブルーシートをはるためのお金が、5万円まで出る制度です。だれでも使えます。5万円をこえたら、自分ではらう必要があります。



## 住宅の応急修理制度

罹災証明書の「区分」が「準半壊」以上の人が、使えます。



<条件>

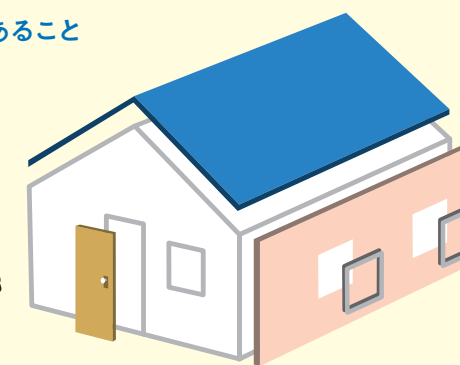
- 地震による被害と、直接関係のある修理であること
- 「日常生活に必要な欠くことのできない部分」であること

例 屋根、壁、床、玄関、上下水道配管、給湯器、エコキュートなど

<費用の上限額>

「半壊」以上: 70万6000円  
「準半壊」: 34万3000円

※上限額をこえた分は、自分ではらう必要があります。



注意

- ◎修理前・修理中・修理後の様子がわかる写真が必要です。
- ◎この制度は、住まいを解体するための制度（「公費解体制度」や「自費解体による費用償還」）といっしょに使えません。
- ◎この制度を使うと、仮設住宅の利用が制限されることがあります。
- ◎修理費用は市がはらいます。自分で業者にはらうと、この制度は使えなくなります。

# 住まいを建てかえたい／新しく買いたい

住まいを建てかえたい、または新しく買いたい人は、  
 「災害復興住宅融資」【住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)が実施】を  
 受けられる可能性があります。

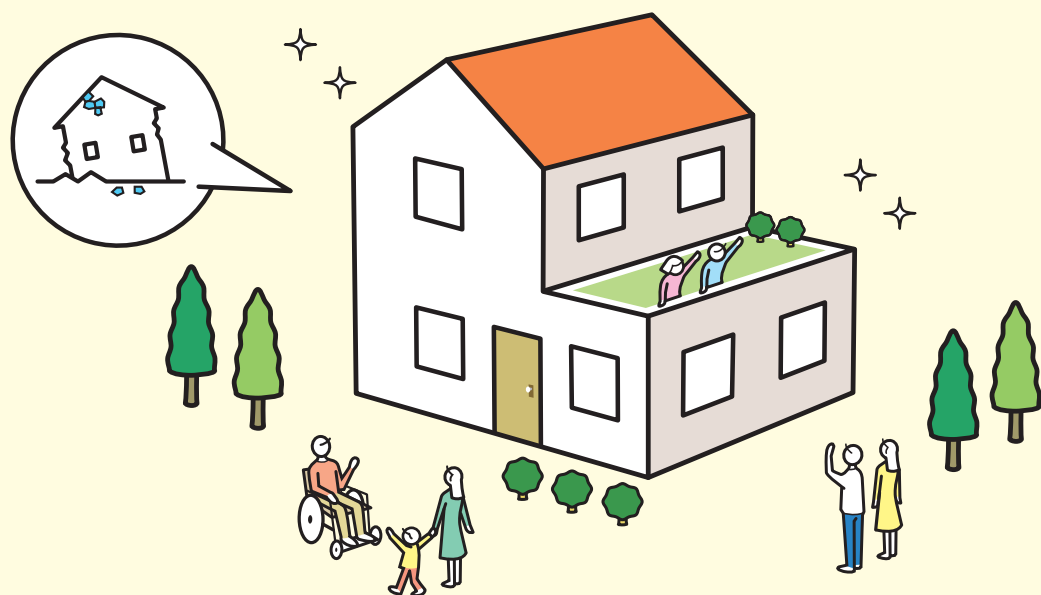


「災害復興住宅融資」には、親子でいっしょに返していく  
 「親子リレー返済」や、親の住まいのために借りる  
 「親孝行ローン」など、さまざまな種類があります。  
 また、60才以上の人には、存命中は元金を返さず、  
 利息だけはらえばいい「高齢者向け返済特例」もあります。

## 災害復興住宅融資【建築、購入(新築・中古)】



住まいを建てかえたい、  
 または新しく買いたい人向けのローンです。  
 「罹災証明書」の区分は、「半壊」以上が条件です。  
 最大5500万円まで、借りられます。



住まいの修理のために、お金を借りたい人は

## 災害復興住宅融資【補修】



住まいを修理したい人向けのローンです。  
 「罹災証明書」があることが、条件です。  
 「準半壊にいたらない(一部損壊)」の人も、対象です。  
 最大2500万円まで、借りられます。



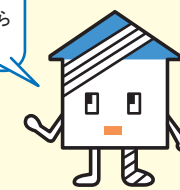
## 高齢者向け返済特例【リバースモーゲージ型融資】



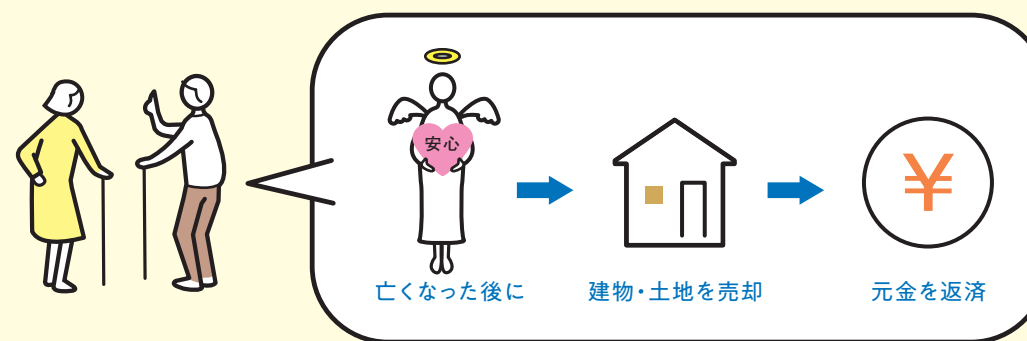
60才以上の人向けのローンです。  
 住まいを建てかえたい、または新しく買いたい人は  
 「罹災証明書」の区分は、「半壊」以上が条件です。  
 住まいを修理したい人は、「罹災証明書」があることが条件です。

元金は、ローンを借りた人全員が亡くなった後に、  
 建物や土地を売るなどして、返済します。  
 そのため、毎月はらうのは、利息だけです。

再建する建物や土地の  
 評価額の6割まで借りら  
 れる可能性があるよ



たとえ死後、建物や土地が売れなくても、  
 相続人は、お金をはらう必要はありません。  
 また、残った元金をはらえば、相続人が建物や土地を、ひきつげます。



もっと詳しい内容や、相談は

住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル TEL:0120-086-353

## 残ったローンが大変

住宅ローンなど、個人のローンを返すことがむずかしい人は、特別にローンの免除や減額をおねがいできる「被災ローン減免制度」があります。自分も使えるか、「弁護士会」や住宅ローンを借りた銀行などに相談しましょう。



### 被災ローン減免制度(自然災害債務整理ガイドライン)

もらった義援金、支援金、弔慰金などにくわえて、一定の財産も手元に残した上で、ローンをなくしたり、減らしたりする制度です。「自己破産」とちがって、この制度を使っても、いわゆるブラックリスト(信用情報)にのりません。また住宅ローンなどを借りられる可能性も残ります。

土地や住宅を手放さずにする可能性もあるので、弁護士に相談してね



弁護士などの専門家が、無料で手続きを支援してくれます。



この制度についての無料相談は

金沢弁護士会 TEL:080-8995-9483 受付時間:平日10:00~16:00(12:00~13:00をのぞく)

日本弁護士連合会 TEL:0120-254-994 受付時間:平日および土日10:00~16:00

## 生活費にこまっている

生活費にこまったら、以下の制度もあります。



### お金を借りる



◎借りたお金は、返す必要があります。

注意

相談窓口



### 生活福祉資金の貸付【社会福祉協議会】

生活を立て直すために、原則1世帯10万円まで借りられます。また条件に合えば、住まいの修理などに使うお金も借りられます。くわしくは、社会福祉協議会に相談しましょう。

もっとくわしい内容や、相談は

輪島市社会福祉協議会 TEL:0768-23-0783 FAX:0768-22-9627

MAIL:kurasapo@washakyo.com

### 災害援護資金貸付制度

生活を立て直すためのお金を借りられます。被害の状況などによって、借りられるお金の限度額が、150~350万円まで変わります。くわしくは、市役所に相談しましょう。

### 税金を免除する・減額する

#### 雑損控除

災害などにあった人は、確定申告をすることで所得税や住民税が免除・減額される場合があります。住宅や家財のほか、お墓の被害なども損害にふくまれます。くわしくは、税務署に相談しましょう。



もっとくわしい内容や、相談は 輪島税務署 TEL:0768-22-2241

# 総合的に相談したい人は

自分のこまりごとの相談先がわからない人、  
支援制度がむずかしいと感じる人は、以下に相談しよう。

相談は、無料だよ



金沢弁護士会 TEL:080-8995-9483 受付時間:平日10:00~16:00 (12:00~13:00をのぞく)

日本弁護士連合会 TEL:0120-254-994 受付時間:平日および土日10:00~16:00

このパンフレットにのっている支援制度について、  
もっとくわしく知りたい人は、以下のウェブサイトを見てください。

## ●輪島市

### 「令和6年能登半島地震支援制度一覧」

<https://www.city.wajima.ishikawa.jp/article/2024040500014/>

輪島市の具体的な支援制度の内容がくわしくのっています。



## ●内閣府・防災情報のページ

### 「令和6年能登半島地震について」

[https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/index.html#saigai\\_taiou](https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/index.html#saigai_taiou)

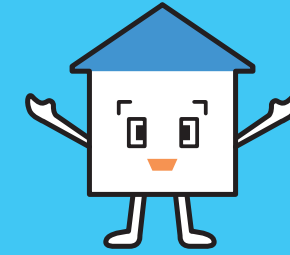
被害状況や、災害対策としてどんなことが実施されているのか、  
支援制度の紹介などがのっています。



## ●ひさぽ(被災者支援情報さぽーとページ)

<http://naganokai.com/hisapo/>

弁護士の永野海さんがつくったサイトです。  
支援制度の情報がわかりやすく紹介されたカードなどが、無料でダウンロードできます。



## 「住まい」のことで こまったときに

能登半島地震で 被害をうけた 住まい再建のために

発行日:2024年6月17日

### 【企画】

羽村 龍(輪島市福祉課)

倉本啓之(輪島市被災者生活再建支援課)

### 【協力】

輪島市

認定NPO法人ジャパン・プラットフォーム

### 【監修】

永野 海(弁護士・防災士/中央法律事務所)

### 【制作】

株式会社コトノネ生活

### 【発行元】

NPO法人ワンファミリー仙台

NPO法人YNF

※このパンフレットは休眠預金等活用事業の  
助成事業にて作成しています。



※このパンフレットは2024年6月1日時点の  
情報にもとづいています。  
支援制度の内容などは変わる可能性があります。